

ひとり親家庭等自立促進計画 素案の修正について

ページ	修正前	修正後	修正理由
-	神奈川県母子家庭等自立促進計画	神奈川県ひとり親家庭等自立促進計画	パブコメ反映 部会意見 反映 父子家庭の支援も必要。「ひとり親」に統一したほうがよい。
4	3 主な取組事業 (1)子育てや生活支援 (省略) また、さまざまな課題を持つ母子に対して生活基盤の安定を図るため、(省略)	3 主な取組事業 (1)子育てや生活支援 (省略) また、さまざまな課題を持つひとり親家庭に対して生活基盤の安定を図るため、(省略)	パブコメ反映 部会意見 反映 父子家庭の支援も必要。「ひとり親」に統一したほうがよい。
4	3 主な取組事業 (1)子育てや生活支援 (省略) また、様々な課題を持つ母子に対して生活基盤の安定を図るための母子生活支援施設への入所や公営住宅の優遇入居などを行う。	3 主な取組事業 (1)子育てや生活支援 (省略) また、様々な課題を持つ母子に対して生活基盤の安定を図るため、住居の相談に応じるとともに、母子生活支援施設への入所や公営住宅の優遇入居などを行う。	部会意見 民間施設の情報提供などをしたほうがよい。
5	3 主な取組事業 (3)経済的支援 (省略) ④ 寡婦控除みなし適用の実施(検討中)	3 主な取組事業 (3)経済的支援 (省略) ④ 寡婦(夫)控除みなし適用の実施(検討中)	誤りを修正 -
5	3 主な取組事業 (3)経済的支援 (省略) (注)「寡婦控除のみなし適用」 配偶者と死別又は離別したひとり親(結婚歴のある者)には、「寡婦(夫)控除」という所得税法上の所得控除がありますが、同じひとり親であっても、結婚歴のないひとり親には、適用されません。 その結果、所得額や所得税額に基づき算定される利用料等について、(省略)	3 主な取組事業 (3)経済的支援 (省略) (注)「寡婦(夫)控除のみなし適用」 配偶者と死別又は離別したひとり親(結婚歴のある者)には、「寡婦(夫)控除」という所得税法等における所得控除がありますが、同じひとり親であっても、結婚歴のないひとり親には、適用されません。 その結果、所得額や所得税額等に基づき算定される利用料等について、(省略)	誤りを修正 -
5	3 主な取組事業 (4)相談体制と情報提供の充実 (省略)身近な窓口で個々のニーズにあった支援策を提供できるように、市町村や各関係機関との連携を図るとともに、広報の充実を図っていく。	3 主な取組事業 (4)相談体制と情報提供の充実 (省略)身近な窓口で個々のニーズにあった、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援などの支援策を提供できるように、市町村や各関係機関との連携を図るとともに、広報の充実を図っていく。	部会意見 子どもへの就労支援が必要。子育てなどの必要な情報が入手できない。
6	【母子家庭等を対象に実施したアンケート調査(平成26年度)】 神奈川県内の母子家庭等の自立支援策に係るニーズを把握し、(中略)	【ひとり親家庭等を対象に実施したアンケート調査(平成26年度)】 神奈川県内のひとり親家庭等の自立支援策に係るニーズを把握し、(中略)	パブコメ反映 部会意見 反映 父子家庭の支援も必要。「ひとり親」に統一したほうがよい。